

令和6年10月2日

会員各位

近畿税理士会和歌山支部  
支部長 坂本 忠進  
担当副支部長 藤原 光男

## 経営革新等支援機関の認定の更新申請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は会務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という）制度においては、2018年7月に施行された改正中小企業等経営強化法により、全ての認定支援機関に対して更新が求められることとなりました。このため、認定支援機関は5年ごとに更新を申請する必要があるため、更新が認定されないと、その期間の経過によって認定の効力を失います。

また、認定支援機関の申請・届出については、その手続きは全て電子化されており、認定支援機関電子申請システムでの手続きが必要です。

このシステムを利用する場合は、申請者においてGビズIDアカウント（gBizIDプライムもしくはgBizIDメンバー）を所持している必要があります。GビズIDアカウントとは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。アカウントをお持ちでない方はgBizIDプライムのご登録をお願いいたします。

なお、GビズIDアカウントの取得には原則2週間程度かかります。また、更新申請につきましても時期によっては審査に時間を要する場合がありますので、ご自身の認定有効期限にあわせ、計画的にIDアカウントを取得のうえ、更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

今後、業務対策委員会では、「経営革新等支援機関の認定の更新申請」をテーマとした業務デジタル化相談会を開催する予定ですので、是非ご活用ください。

以上

認定有効期限日については、認定支援機関検索サイトで、認定有効期限日毎の申請  
〆切日については、中小企業庁サイトでそれぞれご確認くださいようをお願いいたします。

- 認定支援機関検索サイト [https://www.ninteishien.go.jp/NSK\\_CertificationArea](https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)
- 中小企業庁サイト <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

# 具体的な更新申請の方法

※ もし、更新申請を行わなかった、もしくは申請したものの書類不備があったなどにより更新認定が行われずに有効期限を満了した場合は、認定が失効し、認定支援機関としての業務が出来なくなります。

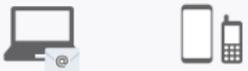
## 【手順①：GビズIDの作成】

(取得済の方は不要)

- デジタル庁の専用ページから可能です。手続きに必要なものをご確認のうえ、申請してください。  
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- GビズIDを既に取得しているか分からない場合は、同ページのお問合せ先へご連絡ください。

### gBizIDプライム作成

gBizIDプライムでは事業区分・マイナンバーカードの保有状況等により申請方法を2つご用意しております。

 <p>発行まで1週間程度 書類郵送申請</p>	 <p>即時発行 オンライン申請</p>
<p>お申込みいただける方 個人事業主・法人の代表者</p>	<p>お申込みいただける方 個人事業主の方</p>
<p>お手続きに必要なもの gBizIDの申請書と必要書類を郵送の上、 審査を経てアカウント登録を行います。</p>	<p>お手続きに必要なもの マイナンバーカードとスマートフォンを ご用意いただきオンラインにて申請を行います。</p>
 <p>個人事業主の方は 印鑑登録証明書</p>	 <p>マイナンバーカード</p>
 <p>法人の方は 印鑑証明書</p>	<p>+</p>
 <p>登録印</p>	<p>+</p>
 <p>申請用端末 (PC等) とメールアドレス</p>	 <p>カード読み取り・ SMS受信用のスマートフォン gBizIDアプリ</p>
 <p>SMS受信用の スマートフォンor携帯電話</p>	 <p>申請用端末 (PC等) とメールアドレス</p>
<p>gBizIDプライムを 書類郵送申請する</p>	<p>gBizIDプライムを オンライン申請する</p>

## 【手順②：自機関の認定有効期限日を確認】

- ・認定支援機関検索システムにてご自身の該当ページで確認できます  
([https://www.ninteishien.go.jp/NSK\\_CertificationArea](https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea))

	
認定支援機関ID	
認定号	
認定日	2013年08月15日
認定有効期限日	2024年10月10日
認定支援機関種別	税理士

### 【手順③：申請締切日を把握】

- ・中小企業庁のHPにて有効期限日毎の申請締切日を確認し、余裕をもって更新申請できる締切日を把握します。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>)

#### 経営革新等支援機関の認定の更新スケジュール(令和5年5月9日更新)

対象となる方	申請締切日	更新認定日(予定)
認定有効期限日が2023年6月28日の方	2023年5月29日	2023年6月27日
認定有効期限日が2023年8月30日の方	2023年7月31日	2023年8月29日
認定有効期限日が2023年10月30日の方	2023年10月2日	2023年10月27日
認定有効期限日が2023年12月20日の方	2023年11月20日	2023年12月19日
認定有効期限日が2024年2月27日の方	2024年1月29日	2024年2月26日
認定有効期限日が2024年3月7日の方	2024年2月6日	2024年3月6日
認定有効期限日が2024年4月25日の方	2024年3月26日	2024年4月24日
認定有効期限日が2024年6月27日の方	2024年5月28日	2024年6月26日
認定有効期限日が2024年7月4日の方	2024年6月4日	2024年7月3日
認定有効期限日が2024年8月29日の方	2024年7月30日	2024年8月28日
認定有効期限日が2024年10月10日の方	2024年9月10日	2024年10月9日
認定有効期限日が2024年10月30日の方	2024年9月30日	2024年10月29日
認定有効期限日が2024年12月19日の方	2024年11月19日	2024年12月18日

例えば、余裕をもってこの締切日までに更新申請。  
ただし、次回の有効期限日は新しい更新認定日(この例の場合は2024年7月3日)から5年間となりますのでご注意ください。

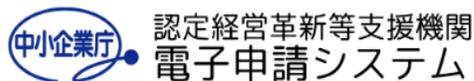
あくまで最終的な締切日

※スケジュールは、変更する場合があります。

## 【手順④：電子申請システムにて更新申請】

- 電子申請システムのHPにて、ログインボタンからGビズIDでログインを行い、案内に沿って更新申請してください。

(<https://www.ninteishien.go.jp/>)



### ●初めて利用する方へ

本システムは、認定経営革新等支援機関の申請・届出をする為の電子申請システムです。

システムを利用する場合は、GビズIDアカウント（gBizIDプライムもしくはgBizIDメンバー）が必要となります。  
※GビズIDとは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。  
アカウントをお持ちでない場合やGビズIDに関するお問い合わせは[GビズIDサイトトップページ](#)をご確認ください。  
GビズIDアカウントの取得には原則2週間程度かかりますので、計画的な取得をお願いいたします。

### ●新規/更新申請、変更/廃止届出を登録する

GビズIDアカウントにてログイン後、申請/届出の登録が可能となります。  
申請/届出の登録方法は[こちら](#)をご確認ください。

※新規申請の受付期間について

新規申請については受付期間内のみ申請いただけます。受付期間は[こちら](#)をご確認ください。  
なお、受付期間外でも一時保存機能により、申請内容の入力作業は行っていただけます。

### ●2020/06/26以前に本システムへログインした方へ

2020/06/26以前に本電子申請システムにてアカウントを作成していただいた方も、GビズIDアカウントでのログインが必要となります。  
アカウントをお持ちでない場合やGビズIDに関するお問い合わせは[GビズIDサイトトップページ](#)をご確認ください。

< 2020/06/26以前に作成した申請データの引継ぎに関して >

GビズIDアカウント取得前に作成した申請データの引継ぎに関する詳細は[こちら](#)をご確認ください。